

自立支援事業あつた・一時保護事業  
給食業務委託契約書  
(ひながた)

社会福祉法人 芳龍福祉会

〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇

## 自立支援事業あつた・一時保護事業 給食業務委託契約書

社会福祉法人 芳龍福祉会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、自立支援事業あつた・一時保護事業にかかる給食業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

第1条 乙は、甲が示した別添の仕様書に基づき、甲が発注する給食を提供する。

### （基本姿勢）

第2条 乙は、仕様書に定める給食業務について、関係する法令等を遵守し、誠実にこれを履行しなければならない。また、次条に定める契約履行場所において、甲の係員の指示、監督のもとに、業務を履行しなければならない。

### （履行場所）

第3条 契約の履行場所は、次のとおりとする。

名古屋市熱田区神宮四丁目9番14号 自立支援事業あつた・一時保護事業

### （契約金額）

第4条 契約金額は、〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加えた額以内とする。

2 契約金額における自立支援事業あつたと一時保護事業の内訳は、次のとおりとする。

自立支援事業あつた 契約金額は、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円に消費税等相当額を加えた額とする。

一時保護事業 契約金額は、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円に消費税等相当額を加えた額とする。

3 自立支援事業あつた、一時保護事業の給食の単価（消費税等分抜き）については、次のとおりとする。

朝食一食〇〇〇円、昼食一食〇〇〇円、夕食一食〇〇〇円

### （契約代金の支払）

第5条 契約代金は、実食数に前条第3項の単価を乗じた額に消費税等を加えた額とし、毎月、甲の指示どおりに給食が提供されたことを甲が確認した後、乙から適法な支払請求書が提出された日から30日以内に、乙の指定する金融機関に振込みにより支払うものとする。

(契約保証金の免除)

第6条 甲は、乙が納入すべき契約保証金を免除する。

(業務の代行等)

第7条 乙は、災害、業務停止等の事情により、業務の全部又は一部の遂行が困難となる場合に備え、あらかじめ業務代行等必要な処置を講じるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、甲の承認がなければ、この契約によって生ずる一切の権利及び業務を他人に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、業務を正当な理由なく第三者に再委託してはならない。

(守秘義務)

第10条 乙は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を他に漏らしてはならない。この契約が解除された後においても同様とする。

(個人情報保護)

第11条 乙は、名古屋市個人情報保護条例（附則第2条）に基づき、利用者に関する情報を他に漏らしてはならない。この契約が解除された後においても同様とする。

2 乙は、名古屋市が甲に対して定める情報取扱注意項目（別紙）を、甲と同様に遵守すること。

(甲の調査権)

第12条 甲は、事業の適正な実施のために必要があるときは、乙の関連書類その他の物件を検査し、又は乙の事業所へ立ち入り、本契約の履行状況を調査することができるものとする。

(協議による契約の解除権等)

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲が比較的軽微な変更を申し出た場合は、乙の同意のもと、この契約の内容を変更することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約期間中であっても、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が定められた期日までに契約を履行せず、契約の目的が達せられなかったとき。
  - (2) 乙の責に帰すべき事由により、契約の履行が不能になったとき。
  - (3) 契約の締結又は履行について、乙の不正な行為があったとき。
  - (4) 乙が契約の履行にあたり、甲の指示に従わず、又は職務の執行を妨げたとき。
  - (5) 乙が契約の相手方として必要な資格を欠いたとき、又は関係法令により行政上の処分を受けたとき。
  - (6) 乙がこの契約に定めた条項に違反したとき。
  - (7) 甲の事業が廃止される、又はそれに比類する大幅な改変があるとき。
  - (8) 乙から契約解除の申し出があり、その事由を甲が正当と認めたとき。
- 2 甲は、前項第1号及び第2号の場合においては直ちに契約を解除できるものとし、前項第3号から第7号までの規定によって契約を解除する場合は、解除日の1ヶ月前までに乙に通告するものとする。なお、前項第8号により乙から契約解除を申し出る場合、乙は解除を希望する日の3ヶ月前までに甲に申し出なければならない。
- 3 甲は、第1項第3号から第6号までの規定によって契約を解除しようとする場合、乙に対してあらかじめ書面によりその理由を示すとともに、弁明の機会を付与しなければならない。
- 4 第1項(第7号及び第8号を除く。)の規定によって甲がこの契約を解除した場合、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として納付しなければならない。

#### (損害賠償責任)

第15条 乙は、自己の責に帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。第13条第1項(第7号及び第8号を除く。)の規定に基づき甲が契約を解除したことによって、甲に損害が生じたときも同様とする。

#### (談合その他の不正行為による解除及び賠償額)

第16条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処

せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 乙がこの契約に関して前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 前項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。

(2) 前項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

3 前項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

5 この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（反社会的勢力の排除と妨害又は不当要求に対する届出義務）

第17条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、ただちに本契約を解除することができる。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関連企業・団体もしくはその関係者又はその他反社会的勢力（以下、「暴力団等反社会的勢力」という。）であるとき。

(2) 自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等反社会的勢力を利用しているとき。

(3) 暴力団等反社会的勢力の維持、運用に協力し、又関与する等、何らかの関係を有しているとき。

(4) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、

個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この項において「暴力団」という。)の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。

- (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (6) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (8) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (9) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながらこれを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲が前項の規定により契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
  - 3 乙は、業務の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当な要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様もしくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、甲へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
  - 4 乙が、前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、甲を競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることができる。

#### (障害者差別解消)

第18条 この契約の履行に当たって、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」、「愛知県障害者差別解消推進条例(平成27年愛知県条例第56号)」、及び「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例(平成30年名古屋市条例第61号)」を遵守し、障害者に対して、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をとること。

- 2 乙は、この契約を履行するに当たり、この契約に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針という。)に則り、障害者に対して適切な対応を行う

よう努めなければならない。

(仕様書の厳守及び安全衛生等)

第19条 乙は、業務の履行に際し、仕様書に定める事項について、これを厳守しなければならない。

2 乙は、業務の履行に際して、常に安全衛生に留意し、甲又は第三者に損害を与えないよう留意しなければならない。

3 乙は、業務の履行中に事故が発生したときは、適切な処置をとるとともに、直ちに甲へ報告し、自らの責任において解決しなければならない。

(疑義の決定)

第20条 この契約書及び仕様書について、甲乙間に意見を異にするときは、甲の判断によるものとする。

2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、関係法令等に照らし、甲乙協議のうえ処理するものとする。

(紛争の解決)

第21条 この契約に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。

(契約期間)

第22条 この契約の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和 7年 4月 1日

甲 名古屋市中村区名駅南二丁目9番22号  
社会福祉法人 芳龍福社会  
理事長 齊藤 信雄

乙

(別紙)

## 情報取扱注意項目

### (基本事項)

第1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。）その他関係法令を遵守しなければならない。

### (適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た名古屋市（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (機密情報の取扱いに関する特則)

第4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号。以下「あんしん条例施行細則」という。）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても

同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することによりやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却・廃棄)

第8 乙は、甲の承認を得た場合を除き、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを契約の終了までに返却しなければならない。

2 乙は、保有する必要がなくなった取得情報を確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受)

第9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

第10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、あんしん条例施行細則

及びこれらに基づく諸規程を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

- 2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。

- 2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

## 指定管理者に公の施設を管理させる場合

### (指定管理に関する特則)

- 第 13** 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う事務である場合、甲と協議したうえで、個人情報の保護に関する規定を設けなければならない。また、設けた規定を当該施設において一般に供覧しなければならない。
- 2** 乙は、公の施設を利用する者又は利用しようとする者その他の公の施設の管理運営に関係する者以外の者の個人情報(以下「利用者情報等」という。)を取り扱う際には、当該利用者情報等を取り扱う事務の名称、取り扱われる利用者情報等の項目及びその利用目的等を、甲に届出するとともに、当該施設において一般に供覧しなければならない。
- 3** 乙は、本人から利用者情報等の開示、訂正及び利用停止等を求めることができる制度を設けるものとする。
- 4** 乙は、前項の規定に基づき本人から利用者情報等の開示、訂正及び利用停止等を求めることができる制度を設けたときは、その運営について甲と協議するものとする。

## 特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合

### (特定個人情報に関する特則)

- 第 14** 乙は、本件業務が特定個人情報(保護条例第 2 条第 7 号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。
- 2** 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3** 乙は、第 1 項及び第 2 項に規定する事項のほか、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。
- ※ 個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。